

中泊町農業委員会会議録

令和4年11月10日

中泊町農業委員会

令和4年中泊町農業委員会11月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日(木) 13時30分～

2. 開催場所 委員会室2

3. 出席委員(14人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者				
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	7番	神 良一	8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(1人)

委 員	14番	松田 耕司		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第18号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第24号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第25号 競売等買受適格者の証明について

第4 協議事項

1)業務予定

2)その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 査 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和4年中泊町農業委員会11月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、11番葛西委員、12番坂本委員にお願いいたします。
なお、本日の会議の書記には、事務局職員の小寺主査を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第16号

事務局
(小寺)

1ページをお開きください。
報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和4年11月10日提出 中泊町農業委員会 会長。

次のページをお開き下さい。今月の合意解約は、11件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第16号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第17号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第17号

事務局
(小寺)

28ページをお開きください。
報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出(農地の相続等の届出)について、別紙のとおり報告する。令和4年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開きください。10月の相続等の届出は1件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第17号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第18号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第18号

事務局
(局長)

30ページをご覧ください。
報告第18号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和4年10月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。令和4年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開きください。10月分の農地移動あっせん申し出は1件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第18号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第23号

議長
(会長)

議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

32ページをお開き下さい。議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和4年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第23号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

葛西委員

議席11番、葛西です。それでは報告いたします。去る11月1日、私と坂本委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が6件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(小寺)

33ページをお開きください。

受付番号25番は、中里字宝森地域等の田10筆、面積は10,465.44㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号26番は、薄市字玉清水地域の畑1筆、面積は1,412㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号27番は、宮野沢字蛸澤地域等の田5筆、面積は22,148㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

次のページをお開きください。

す。受付番号28番は、高根字小金石地域の畑2筆、面積は208㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号29番は、中里字紅葉坂地域等の田8筆、面積は12,682㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号30番は、尾別字胡桃谷地域の田1筆、面積は2,415㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。以上、受付番号25番から30番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第23号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第24号

議長
(会長)

次に、議案第24号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(局長)

39ページをお開き下さい。議案第24号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求め。令和4年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。令和4年11月10日付け中農政第205号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事務局
(局長)

(所有件移転)

41ページをご覧ください。所有件移転についての申請内容は、所有権移転が3件です。内訳は、公益社団法人あおもり農業支援センターの売渡が3件となっています。

受付番号28番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は5,683㎡です。売買価格は142万1千円です。対価の支払い期限は令和4年11月24日を予定しております。

受付番号29番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地7筆、地目は田、面積は23,557㎡です。売買価格は706万7千円です。対価の支払い期限は令和4年11月24日を予定しております。

受付番号30番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、尾別字井の上の農地3筆、地目は田、面積は9,183㎡です。売買価格は275万5千円です。対価の支払い期限は令和4年11月24日を予定しております。

所有件移転については以上です。

(賃貸借権設定)

事務局
(小寺)

49ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号64番から77番までの14件で、合計面積は173,733㎡です。内訳は再設定が3件、新規が11件となっております。

受付番号64番から受付番号66番は、再設定となりますので詳しくは資料をご覧ください。

受付番号67番は新規の設定で、設定する農地は八幡字盛山の農地他1筆、地目は田、面積は7,222㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり20,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号68番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持の農地1筆、地目は田、面積は4,980㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号69番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は12,195㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号70番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田の農地2筆、地目は田、面積は5,607㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号71番は新規の設定で、設定する農地は宮川字霞の農地他3筆、地目は田、面積は22,211㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は宮川地域の農地は10aあたり米3俵の価格。若宮地域の農地は10aあたり米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号72番は新規の設定で、設定する農地は宮川字霞の農地1筆、地目は田、面積は2,03㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

事務局
(小寺)

受付番号73番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田の農地11筆、地目は田、面積は31,562㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり35,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号74番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は4,227㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は全部で米4俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号75番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田の農地他3筆、地目は田、面積は13,055㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり35,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号76番は新規の設定で、設定する農地は宮川字種取の農地1筆、地目は田、面積は2,293㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号77番は新規の設定で、設定する農地は豊島字宮本の農地他8筆、地目は田畑、面積は25,277㎡の賃貸借です。期間は20年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は使用貸借のためありません。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

賃貸借権設定については以上です。

(農地中間管理事業の利用権設定)

58ページをご覧下さい。

今月の農地中間管理機構を通しての利用権設定は受付番号22-14番から受付番号22-16番の3件で、内訳はすべて使用貸借となっております。

受付番号機構22-14番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持の農地6筆、地目は田、面積は8,443㎡の使用貸借です。期間は10年となっております。

受付番号機構22-15番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地他13筆、地目は田、面積は45,703㎡の使用貸借です。期間は10年となっております。

受付番号機構22-16番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は6,120㎡の使用貸借です。期間は10年となっております。

以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第24号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第25号

議 長
(会長)

次に、議案第25号『競売等買受適格者の証明について』を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(局長)

67ページをお開き下さい。議案第25号『競売等買受適格者の証明について』、農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格者証明願いの提出があったので審議を求める。なお、当該適格者が最高価格買受申出人となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出した時は、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。令和4年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長
(会長)

議案第25号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

坂本委員

はい。12番 坂本です。それでは報告いたします。

去る11月1日に、私と葛西委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の競売に係る買受適格者の証明願いが1件ございます。調査した結果、耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得の申請と認められます。以上報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本議案について説明をお願いします。

事務局
(局長)

68ページをご覧ください。

青森地方裁判所第2民事部の競売通知書により、1名の方から買受適格証明願の申請がありました。

申請者はこれまで、水稻栽培を中心とした農業経営を行っており、別紙調査書に記載のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。以上です。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長
(会長)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第25号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第25号は原案のとおり決定いたします。

議 長
(会長)

事 務 局
(局長)

議 長
(会長)

◎報告・協議事項

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもって、令和4年中泊町農業委員会11月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年11月10日

農 業 委 員 会 長
会

松坂 龍美

署 名 委 員

葛西 誠

署 名 委 員

坂本 朝彦